

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、近畿地方整備局紀伊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成三十年十一月三十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（砂防堰堤計画に伴う基準点測量）
- 二 測量の地域 吉野郡十津川村大字杉清地域
- 三 測量の期間 平成三十年十一月二十六日から平成三十一年一月三十一日まで